

葛卷町農業委員会
第22回総会議事録

1 日 時 令和2年4月20日(月) 午後1時30分から午後2時41分

2 会 場 総合センター 大集会室

3 会議に付した議案

議案第1号 令和元年度葛巻町農業委員会事業報告及び令和2年度葛巻町農業委員会事業計画(案)の承認について

議案第2号 令和元年度活動の点検・評価(案)及び令和2年度活動計画(案)の承認について

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて

議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて

議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

議案第7号 農用地利用配分計画案に対する意見について

議案第8号 農業委員会事務局職員の任免に関し承認を求めることについて

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

報告第2号 農地法第6条第1項の規定による報告書の受理について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第4号 農地転用許可後の工事進捗状況報告書の受理について

報告第5号 農地利用最適化推進委員の欠員について

4 出席委員

① 深 澤 進 ② 門 場 政 一 ③ 藤 森 康 隆

④ 藤 岡 俊 策 ⑤ 川 崎 美由起 ⑥ 久 保 淳

⑦ 落 宰 勝 ⑧ 星 野 順 子 ⑨ 南 坂 スガ子

5 議事録署名委員

④ 藤 岡 俊 策 ⑥ 久 保 淳

6 書記(農業委員会事務局)

松 浦 利 明 (事務局長) 松 尾 さゆり (主 幹)

事務局長

ただ今から葛巻町農業委員会第22回総会を進めさせていただきます。
初めに深澤会長からご挨拶を頂戴し、引き続き総会に入っていただきたいと思
います。
よろしくお願いいたします。

会 長

【 あいさつ 】

大変ご苦勞様です。

令和2年度第1回目の総会ということになりますが、皆さんへ送付した総会の開催案内
の中にもありましたが、新型コロナウイルスの感染防止の為に、本日はこういった形での
開催となります。3密を防ぐということで、広い場所で間隔を取って、マスク着用での開
催となります。よろしくお願いいたします。

岩手県では感染が確認されていませんが、その他はすべての都道府県で感染が確認され
ています。岩手県も時間の問題化とは思いますが、もし、県内や町内でも感染が確認され
た場合は、また開催方法について考えて行かなければならないと思っております。農業会
議からの文章ですと、過半数以上の出席があれば総会は成立するという事で、人数制限
を設ける場合もあろうかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、先月3月29日に上山係長がお亡くなりになりました。昨年末から入院をしま
して治療しておりましたが、4月には回復して元気に仕事に復帰していただけるものと思
って期待をしておりましたが、大変残念に思います。また、4月11日には推進委員の千葉哲
男さんがお亡くなりになりました。まだ若く、これから葛巻の農業を背負って立つとい
う方でありましたが、大変残念です。お二人のご冥福をお祈りいたします。それぞれ、身体
の健康と心の健康に十分注意されまして生活いただきたいと思っております。

それから、本日の総会の開催にあたって、マスクの着用をお願いしているところですが、
総会進行の際はマスクをしていると聞き取れなかったりすることがあろうかと思
いますので、マスクを外して説明させていただこうと思っておりますのでよろしく
お願いいたします。

議 長

【 開 会 】

それでは、総会に入ります。

ただ今から、葛巻町農業委員会第22回総会を開会いたします。

本日の出席委員は9名中9名で定足数に達しておりますので総会は成立いたします。

本日の総会提出議案は、お手元に配付している議案書のとおりです。

議 長

《日程第 1 》

日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。

議事録署名委員は、4番藤岡委員、6番久保委員のお二人を指名いたします。

また、会議書記は、事務局職員の松浦事務局長と松尾主幹を指名いたします。

議 長

《日程第 2 》

次に、日程第2「会期の決定」を行います。

会期は、本日1日と決定することにご異議ございませんか。

議 長

【「異議なし」の声】

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

《日程第 3》

議 長

次に、日程第3「会務報告」について事務局の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議 長

事務局長。

事務局長

はい。お手元の会務報告をご覧ください。

月 日	内 容	出 席 者
4月 1日(水)	辞令交付式	会長 事務局長、主幹
4月15日(水)	現地確認調査 (町 内)	門場会長職務代理者、落宰委員 事務局長、主幹

議 長

以上でございます。

以上で説明が終わりました。

ただ今の報告について、何かご発言がございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議 長

ないようですので、以上で日程第3「会務報告」を終わります。

《日程第 4》

議 長

次に日程第4「議案第1号 令和元年度活動の点検・評価(案)及び令和2年度活動計画(案)の承認について」を議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議 長

事務局長。

事務局長

議案書は、2ページをご覧ください。

まず始めに令和元年度葛巻町農業委員会事業報告書の1農地の移動でございます。自作地売買、交換、贈与、賃貸借、使用貸借、小作地の解約の合計取扱件数は144件で昨年度比27件の減、合計取扱面積は約163haで昨年度比約69haの減となっております。

次に、2の農地法第4条、第5条による転用でございます。4条関係が6件、5条関係が19件の合計25件で昨年度と比較して6件の増、転用面積の合計は、107,024㎡で前年比84,607㎡の増となっております。なお、5条申請のうち、一時転用は、13件でございます。

続きまして、3の会議の開催状況につきましては、記載のとおりでございます。

3ページをご覧ください。4の農政活動及び指導状況につきましては、記載のとおりでございます。

毎月の総会で報告しておりますので、説明は省略させていただきます。

次に7ページをご覧ください。

5の研修事業につきましては、活動報告と重複するのでお目通し願います。

6の農業者年金業務でございます。

推進業務といたしまして、11月29日に農業者年金巡回相談が開催された際の、相談者は6名となっております。

次に(2)農業者年金取扱件数につきましては、新規の加入が2件となっております。

事務局長

次に8ページをご覧ください。7の家族経営協定の関係でございますが、協定書締結が1組、協定書破棄が0組、累計で64組となっております。

また、8の情報活動の全国農業新聞購読数は68部で、前年比7部の減となっております。続きまして9ページをご覧ください。令和2年度葛巻町農業委員会事業計画(案)についてご説明申し上げます。

まずⅠ 基本方針でございますが、本町の農業は、畜産・酪農を中心に発展し、特に乳牛については、東北一の規模を誇るに至っています。

しかし、典型的な中山間地域である本町では、少子化、高齢化が急速に進み、農業においても、後継者不足や担い手不足等が進みでおります。

国内では、TPP11や日米貿易協定の発効により、農業生産者にとっては厳しい状況となっております。

このため、関係者が一丸となって、農業生産基盤の強化を図るため、農地等の集積を進めるとともに、規模拡大支援や労働力確保対策が急務となっております。

国においては、農地中間管理事業の推進に関する法律等の見直しによって、農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化を推進するために、地域の話し合いによる人・農地プランの実質化に農業委員や農地利用最適化推進委員の参画を明確化するとともに、農地中間管理機構の手続きを簡素化することなどの対策が強化されました。

また、農地利用の最適化の推進に関する事務が、農業委員会の必須事務として位置付けられ、新制度における農業委員会の積極的な活動を支援するために農地利用最適化交付金事業が創設されたところです。

本年度、本委員会は、これらの新たな制度の趣旨を踏まえ、人・農地プランの実施主体である町や関係機関・団体との連携を密にしながら、地域での話し合いや声掛け、日常の訪問活動の充実・強化を図り、効率的かつ合理的で収益性の高い安定した経営体の育成と意欲ある若手後継者や新規就農者の確保・育成に努め、これからの時代に対応した新農山村のモデルとなる取り組みを進めるものであります。

次に10ページ Ⅱ 事業内容でございます。

1の会議の開催につきまして、(1)から(3)は例年どおり開催し、(4)農地利用最適化推進検討会については、昨年度と同様に総会終了後、必要に応じて開催することを考えております。

2の農地等の利用の最適化の推進でございます。

(1)担い手への農地利用の集積・集約化については一つ目の「人・農地プラン」の実質化への参画で、農林環境エネルギー課で毎年度末に開催している集落座談会への参加などを想定しているものでございます。二つ目と三つ目につきましては例年どおりでございます。

本町の耕地面積3,780haに対して、昨年度末の集積実績は2,572ha、68.0%で、前年比83ha増で2.1%アップという状況となっております。令和元年度の集積目標51haを大きく上回る83haという実績結果となりました。これは、農地利用集積促進員の積極的働きかけや、農業委員会ネットワーク機構や農地中間管理機構と連携し、農業委員と農地利用最適化推進員が一体となった成果の現れだと感じております。

農地利用集積率の国の目標は、平成35年度末で80%でございます。本町が国の目標値である集積率80%を達成するためには、毎年約100haの新規集積が必要となります。

しかしながら、認定農業者数の減少や貸借契約更新の際の利用権設定に必要な相続関係書類等を揃えるために所要の時間を要すること、また、年間の活動日数等を勘案し58haの目標面積としております。

事務局長

次に(2)遊休農地の発生防止・解消のうち、農地利用最適化の関係で一つ目の農地の利用状況調査と利用意向調査の実施と、二つ目の現況に応じた速やかな非農地判断の実施としております。三つ目と四つ目につきましてはは例年どおりでございますが、四つ目の農地パトロール等を含む遊休農地対策につきまして、農地面積は3,783haで、前年比4haの減となっております。農地利用集積の元年度末実績でございますが、農地面積3,783haに対して遊休農地3.0ha、0.1%で、前年比4.0ha、0.1%の減となっております。

また、令和2年度の目標につきましては、解消面積1haとし、累計面積2.0ha、遊休農地率0.05%を目標とするものでございます。

(3)、(4)、(5)につきましては、昨年度と同様でございます。

次に、3の農政関係業務でございますが、基本的には昨年度と同様の内容となっておりますが、(5)認定農業者分の家族経営協定の普及及び締結促進に関する表につきましては、元年度末の認定農業者数118件で昨年比3件の増、協定締結数29件で昨年比で1件の増、締結率は24.6%となっております。

2年度目標につきましては、新規締結数2件、累計締結数31件、締結率26.3%を目指すものでございます。

以下、(6)農業災害対策から4農業後継者対策及び5農業経営安定対策は昨年度と同様でございますので、後ほどお目通し願います。

続きまして、6の各種大会及び研修会の実施・参加の主なものでございます。

(1)から(4)まで、主要な研修会等を計画しておりますが、コロナウイルスの関係で、今後、開催されるのかどうかは不透明な部分があるということをご了解いただきたいと思います。

続きまして、7の農業者年金事業につきましては、(1)農業者年金協議会、(2)夢ミルクの会への活動支援を継続して参りますほか、(4)農業委員ワンワン運動ということで、委員1人1加入促進の展開につきまして今年度も引き続きお願いしたいと思います。

次の8相談事業につきましては、昨年度と同様でございます。

続きまして13ページの9の各種調査の実施及び外部団体への情報提供につきましては、農地パトロールは7月に、利用意向調査は10～12月で実施したいと考えておりますので、ご協力をお願いいたします。なお、パトロールは、他の会議、研修会等の日程が確定しましたら、あらためてご協議いただきたいと思いますと考えております。

(3)から(6)につきましては適宜、調査を行い報告を行うものでございます。

次の10の情報事業の推進につきましては、引き続き(1)のとおり、インターネット、町のホームページ、くずまきテレビ、町広報誌による情報提供を行って参ります。

次に(2)農業者年金加入促進につきましては、今年度の目標を2人とさせていただきたいと思っております。

参考までに30年度末の加入者・待機者は128人で前年比38人の減、受給者は190人で前年比13人の減、計は318人で前年比51人の増減という状況でございます。

次に(3)全国農業新聞の購読普及につきましては、元年度末の購読者数は68名で前年比6名減という状況でございます。

11の関係機関・団体との連携協調につきましては、昨年度と同様でございますので、後ほどお目通し願います。

以上でございます。

議長

以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議 長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議 長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第1号「令和元年度活動の点検・評価(案)及び令和2年度活動計画(案)の承認について」を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議 長 挙手全員です。

よって議案第1号「令和元年度活動の点検・評価(案)及び令和2年度活動計画(案)の承認について」は原案のとおり承認することに決定いたします。

《日程第5》

議 長 次に日程第5「議案第2号 令和元年度活動の点検・評価(案)及び令和2年度活動計画(案)の承認について」を議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議 長 事務局長。

事務局長 議案書は16ページからご覧ください。内容につきましては、先ほどの議案第1号と内容が重なることや、先月の第21回総会終了後に一度ご説明しておりますことから、割愛させていただきます。

なお、3月30日から4月16日までの18日間、町ホームページで農業者から要望・意見の公募を行った結果につきましては、議案書の26ページに記載しておりますとおり、特にございませんのでご報告いたします。

以上でございます。

議 長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議 長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議 長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第2号「令和元年度活動の点検・評価(案)及び令和2年度活動計画(案)の承認について」を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議 長 挙手全員です。

よって議案第2号「令和元年度活動の点検・評価(案)及び令和2年度活動計画(案)の承認について」は原案のとおり承認することに決定いたします。

《日程第6》

議 長 次に日程第6「議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて」を議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。

【主幹 挙手】

議 長 松尾主幹。

主 幹 今月の農地法第3条の許可申請は1件でございます。

議案書は、27ページをご覧ください。●●●●さん所有の●●●●●の畑2筆4,050㎡と●●●●●の田2筆3,393㎡の計7,443㎡を、同地区の●●●さんが農地を買い受け耕作を

主 幹 継続すると言うものです。

申請地の位置図は32ページをご覧ください。主要地方道一戸葛巻線の馬淵橋から、それぞれ数100m進んだところでございます。

調査書は28ページに記載しておりますが、今までも同じ場所を借り受け継続的に耕作していたもので、今回所有者の希望で所有権を移転することになりましたが、特に問題ないものと思われま。

なお、地区担当の端坂推進委員から、特に意見等はない旨、報告を受けておりますので、併せて申し添えます。

議 長 以上でございます。

この事案は現地確認が行われております。

現地確認結果の報告を2番門場会長職務代理者をお願いします。

議 長 2番 【2番 門場会長職務代理者 挙手】

門場会長職務代理者。

2番 現地確認結果を報告します。

この案件は、売買による所有権の移転でございます。いずれの土地も譲渡人と譲受人が、これまで賃貸借で使用していた土地であり、適切に耕作されていることから、売買によって所有権が移転しても土地利用上の問題はないと思われま。

よって、調査書に記載のとおり特に問題ないものと判断いたしました。

以上です。

議 長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑等ございましたら、どうぞ。

議 長 【「なし」の声】

ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

議 長 【「異議なし」の声】

異議なしと認め、採決に移ります。

議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて」を原案のとおり許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

議 長 【挙手全員】

挙手全員です。

よって議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて」は原案のとおり決定いたします。

議 長 《日程第7》

次に日程第7「議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」を議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。

議 長 【主幹 挙手】

主 幹 松尾主幹。

今月の農地法第4条の許可申請は1件でございます。

議案書は、34ページをご覧ください。

この案件の申請人は●●地区の●●●●●さんで、●●第●地割字●●の畑2筆4,069㎡を、高齢で自作が厳しい状況にあり、2筆の畑を行き来する道も非常に道幅が狭く、急傾斜地のため大型機械での作業が非常に危険なこともあり、借り手も見つからず不耕作とし

主 幹 ていたが、周りが山林に囲まれていることから、山林として活用するため、永久転用したいというものでございます。

また、申請の場所は農用地区域からは外れております。

申請地の位置図は、38ページをご覧ください。農地は●●●●●●●●●●の●●●●●●から、南西約100mの山林にあります。

事業計画書は37ページをご覧ください。カラマツの苗木800本の植林を計画しているものでございます。

調査書は35ページをご覧ください。4番の農地転用許可基準からみた意見と理由にそれぞれ記載しているとおりに、転用目的から被害防除までの対象となる各項目とも許可要件を満たしていると認められるものです。また、近隣の所有者からも承諾を得ており、特に問題は無いものと思われまます。

なお、地区担当の外山推進委員から特に意見等はない旨、報告を受けておりますので、併せて申し添えます。

以上でございます。

議 長 この事案は現地確認が行われております。

現地確認結果の報告を7番落宰委員にお願いします。

【7番 落宰委員 挙手】

議 長 落宰委員。

7 番 現地確認結果を報告します。

この案件は、牧草地に植林をしようとするものであります。

申請のあった土地は、いずれも、急傾斜地で、形状の関係から大型機械での農作業が危険であると思われまます。また、周囲が山林であることから周辺の農用地への影響もないものと思われまます。

よって、調査書に記載のとおり特に問題ないものと判断いたしました。

以上です。

議 長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議 長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議 長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」を原案のとおり許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議 長 挙手全員です。

よって議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」は原案のとおり許可相当として県知事に意見を提出いたします。

《日程第8》

議 長 次に日程第8「議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」を議題に供します。事務局より議案の説明を求めまます。

【主幹 挙手】

議 長 松尾主幹。

主 幹 議案書は40ページをご覧ください。
今月の農地法第5条の許可申請は1件で、●●●●●●●●●●が砂利採取のため、農地を一時転用するものでございます。農地の所在は●●第●地割字●●で、●●地区の亡き●●●●さんの相続人代表●●●●さんの田2筆3,933㎡でございます。
申請地の位置につきましては46ページをご覧ください。対象農地は●●●●●●のすぐ隣でございます。
調査書は41ページをご覧ください。この案件について調査した内容をまとめたものでございますが、4番の農地転用許可基準からみた意見と理由にそれぞれ記載しているとおり、各項目とも許可要件を満たしていると認められるものです。
砂利採取後は、速やかに現状回復を行うものであります。
なお、地区担当の今待推進委員から、特に意見等はない旨、報告を受けておりますので、併せて申し添えます。
以上でございます。

議 長 この事案は現地確認が行われております。
現地確認結果の報告を2番門場会長職務代理者をお願いします。

議 長 2 番 【2番 門場会長職務代理者 挙手】
門場会長職務代理者。
現地確認結果を報告します。
この案件は、砂利採取に伴う一時転用でございます。
これまで、牧草地として使用していた場所で、貸借期間は許可日から1年間となっております。転用業者の説明では、いずれも工事完了後に牧草地として使える状態にしたいということでした。
よって、調査書に記載のとおり特に問題ないものと判断いたしました。

議 長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

議 長 【「なし」の声】
ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

議 長 【「異議なし」の声】
異議なしと認め、採決に移ります。
議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」を原案のとおり許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

議 長 【挙手全員】
挙手全員です。
よって議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」は原案のとおり許可相当として県知事に意見を提出いたします。

議 長 《日程第9》
次に日程第9「議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題に供します。
この議案の、利用権設定の11番の案件は、6番久保委員が利用権を受ける当事者となりますので、農業委員会に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定を準用し、議案説明前に退席をお願いいたします。
それでは、利用権設定に係る1番～10番及び、12番～14番の案件について、事務局より

主 幹 みに貸し付けるもので、新規の案件でございます。利用目的及び賃借料、貸借期間はいずれも記載のとおりです。

次に14番の案件は、●●●●●●の田3筆3,342㎡は、●●地区の亡き●●●●さんの相続人代表●●●●さんの農地で、同地区の●●●●●●さんに貸し付けるもので、新規の案件でございます。利用目的及び賃借料、貸借期間はいずれも記載のとおりです。

議 長 以上で説明が終わりました。ただ今の議案第6号の利用権設定に係る1番から10番までの案件について、質疑等ございましたら、どうぞ。

議 長 【「なし」の声】

議 長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

議 長 【「異議なし」の声】

議 長 異議なしと認め、採決に移ります。

議 長 議案第6号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」のうち、利用権設定に係る1番～10番及び12番～14番までの案件について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

議 長 【挙手全員】

議 長 挙手全員です。

議 長 よって議案第6号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」のうち、利用権設定に係る1番～10番及び12番～14番までの案件については原案のとおり決定いたします。

議 長 次に「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」のうち利用権設定11番の議題に入りますので、座席番号6番久保委員は退席をお願いいたします。

議 長 【6番 久保委員 退席】

議 長 それでは、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」のうち、利用権設定に係る11番の案件について、事務局より議案の説明を求めます。

議 長 【主幹 挙手】

議 長 松尾主幹。

議 長 議案書は60ページをご覧ください。

議 長 11番の案件は、●●第●地割字●●●●の畑1筆1,209㎡は、●●地区の●●●●●●さんの農地で、同地区の●●●●●●さんに貸し付けるもので、再設定となるものでございます。利用目的及び賃借料、貸借期間はいずれも記載のとおりです。

議 長 以上でございます。

議 長 以上で説明が終わりました。ただ今の議案第6号の利用権設定に係る11番案件について、質疑等ございましたら、どうぞ。

議 長 【「なし」の声】

議 長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

議 長 【「異議なし」の声】

議 長 異議なしと認め、採決に移ります。

議 長 議案第6号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」のうち、利用権設定に係る11番の案件について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

議 長 【挙手全員】

議 長 挙手全員です。

議 長 よって議案第6号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」

議長 長 て」のうち、利用権設定に係る11番の案件については原案のとおり決定いたします。
久保委員は入室してください。

【6番 久保委員 入室】

《日程第10》

議長 長 次に日程第10「議案第7号 農用地利用配分計画案に対する意見について」を議題に供
します。

この議案の、6番の案件は、6番久保委員が利用権を受ける当事者となりますので、農
業委員会に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定を準用し、議案説明前に退席をお
願ひいたします。

それでは、1番から5番の案件について、事務局より議案の説明を求めます。

【主幹 挙手】

議長 主 幹 松尾主幹。

議案書は63ページをご覧ください。

1番の案件は、議案第6号の1番でご審議いただいた案件の農地でございます。

●●●地区の亡き●●●●●さんの相続人代表●●●●●さん所有の田畑44,177㎡でござ
いますが、農地中間管理機構の公益社団法人岩手県農業公社から、受け手に配分するもの
でございます。

この配分案については、別紙の「中間管理事業配分計画案一覧表」をご覧ください。め
くっていただいて資料No.1の優先順位検討表をご覧ください。

一覧表に記載されている4名の借入希望者の中で検討しています。適合性の4つの項目
において最も評価が高く、優先順位1位となった●●●地区の●●●●●さんに配分を予
定しているものでございます。

2番は、●●●の●●●●●さん所有の田畑5,215㎡でございますが、農地中間管理機構の
公益社団法人岩手県農業公社から、受け手に配分するものでございます。

この配分案については、別紙の「中間管理事業配分計画案一覧表」をご覧ください。め
くっていただいて資料No.2の優先順位検討表をご覧ください。

一覧表に記載されている4名の借入希望者の中で検討しています。適合性の4つの項目
において最も評価が高く、優先順位1位となった●●●地区の●●●●●さんに配分を予
定しているものでございます。

3番は、1番と同じく議案第6号の1番でご審議いただいた案件の農地でございます。

●●●地区の●●●●●さん所有の田畑11,344㎡と●●●地区の●●●●●さん所有の畑2,294㎡
合計13,638㎡でございますが、農地中間管理機構の公益社団法人岩手県農業公社から受け
手に配分するものでございます。

この配分案については、別紙の「中間管理事業配分計画案一覧表」をご覧ください。め
くっていただいて資料No.3の優先順位検討表をご覧ください。

一覧表に記載されている4名の借入希望者の中で検討しています。適合性の4つの項目
において最も評価が高く、優先順位1位となった●●●地区の●●●●●さんに配分を予
定しているものでございます。

次の4番は、●●●地区の●●●●●さん所有の畑1,196㎡でございますが、農地中間管理
機構の公益社団法人岩手県農業公社から、受け手に配分するものでございます。

主 幹 この配分案については、別紙の「中間管理事業配分計画案一覧表」をご覧ください。め

議案第7号「農用地利用配分計画案に対する意見について」のうち、6番の案件について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議長

挙手全員です。

よって議案第7号「農用地利用配分計画案に対する意見について」のうち、6番については、原案のとおり承認することとし、町長にその旨、意見を提出いたします。

久保委員は入室してください。

【6番 久保委員 入室】

《日程第11》

議長

次に日程第11「議案第8号 農業委員会事務局職員の任免に関し承認を求めることについて」を議題に供します。事務局より報告事項の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議長

事務局長。

事務局長

議案書は、69ページをご覧ください。

3月29日に亡くなりました農業委員会事務局職員の上山洋子さんの任免について、農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定に基づき、委員会の承認を求めるものでございます。

以上でございます。

議長

以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議長

ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議長

異議なしと認め、採決に移ります。

議案第8号「農業委員会事務局職員の任免に関し承認を求めることについて」を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議長

挙手全員です。

よって議案第8号「農業委員会事務局職員の任免に関し承認を求めることについて」は原案のとおり決定いたします。

《日程第12》

議長

次に日程第12「報告第1号 農地法第3条第1項の規定による届出書の受理について」を議題に供します。事務局より報告事項の説明を求めます。

【主幹 挙手】

議長

松尾主幹。

主幹

議案書は70ページをご覧ください。

農地法第3条の3第1項の規定による届出書を受理しましたので、ご報告いたします。

主幹

1番、2番共に、相続登記が完了したことにより取得したものです。

地目、面積等は記載のとおりです。

- 議 長 なお、受理通知書につきましては、4月17日に送らせていただいております。
 以上でございます。
- 議 長 この事案は現地確認が行われております。
 現地確認結果の報告を7番落宰委員にお願いします。
- 【7番 落宰委員 挙手】**
- 議 長 落宰委員。
 7 番 現地確認結果を報告します。
 この案件は、相続による所有権の移転の報告であります。
 1番の農地は、牧草地として使用されており、隣接する農地も牧草地として利用しているものであります。
 2番の農地も、牧草地として使用されており、隣接する農地も牧草地として利用しているものであります。
 以上です。
- 議 長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。
- 【「なし」の声】**
- 議 長 ないようですので、以上で報告第1号を終了いたします。
- 《日程第13》**
- 議 長 次に日程第11「報告第2号 農地法第6条第1項の規定による報告書の受理について」を議題に供します。事務局より報告事項の説明を求めます。
- 【主幹 挙手】**
- 議 長 松尾主幹。
 主 幹 議案書は71ページをご覧ください。
 農地法第6条第1項の規定による報告書を受理しましたので、ご報告いたします。
 届出日は令和2年4月1日、「●●●●●●●●●●」から受理しているもので、事業年度は平成31年1月1日から1年間でございます。
- 農地所有適格法人の要件として4つございますが、法人形態としては農事組合法人、事業要件につきましては売上高の過半が農業であること。それから構成員要件でございますが、農業関係者の議決権が総議決権の2分の1を超えていること。最後に4番の業務執行役員要件でございますが、役員の過半が常時従事者であり、そのうちの1人以上が農作業に従事していることが要件になっておりますが、いずれも適合すると認められるものでございます。
- 以上でございます。
- 議 長 以上で説明が終わりました。
 これより質疑に入ります。質疑等ございましたら、どうぞ。
- 【「なし」の声】**
- 議 長 ないようですので、以上で報告第2号を終了いたします。

《日程第14》

議長 長 次に日程第14「報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を議題に供します。事務局より報告事項の説明を求めます。

【主幹 挙手】

議長 主幹 松尾主幹。

議案書は72ページをご覧ください。

農地法第18条第6項の規定による通知書を受理しましたので、ご報告いたします。

1番の農地、●●第●地割字●●の畑1筆 11,640㎡は、●●●地区の●●●●さんの農地で、●●●地区の●●●●●さんに貸し付けておりましたが、借借人の都合により解約するものでございます。

2番の農地、●●第●地割字●●●畑1筆 12,454㎡は、●●●地区の●●●●●さんの農地で、●●●地区の●●●●●さんに貸し付けておりましたが、借借人の都合により解約するものでございます。

解約成立日、土地引渡時期は記載のとおりです。

以上でございます。

議長 長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議長 長 ないようですので、以上で報告第3号を終了いたします。

《日程第15》

議長 長 次に日程第15「報告第4号 農地転用許可後の工事進捗状況報告書の受理について」を議題に供します。事務局より報告事項の説明を求めます。

【主幹 挙手】

議長 主幹 松尾主幹。

議案書は73ページをご覧ください。

令和2年4月1日に、●●●●●さんから工事進捗状況報告書を受理いたしましたので、ご報告いたします。

●●地区で令和2年1月16日に、永久転用許可を受けた分の完了報告です。

なお、地区担当の市村推進委員から、特に意見等はない旨、報告を受けておりますので、併せて申し添えます。

以上でございます。

議長 長 この事案は現地確認が行われております。

現地確認結果の報告を2番門場会長職務代理者をお願いします。

【2番 門場会長職務代理者 挙手】

議長 長 門場会長職務代理者。

2番 現地確認の結果を報告します。

2 番 この案件は、令和2年1月16日付けで永久転用の許可をした土地の、転用後の状況を報告するものでございます。

現在、資材置場・露天駐車場として使用されており、周囲に影響もございませんでした。よって、届出内容も妥当であると判断いたしました。

以上です。

議長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、以上で報告第4号を終了いたします。

《日程第16》

議長 次に日程第16「報告第5号 農地利用最適化推進委員の欠員について」を議題に供します。事務局より報告事項の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議長 事務局長。

事務局長 議案書は74ページをご覧ください。

令和2年去る4月11日にお亡くなりになりました、農地利用最適化推進委員の千葉哲男さんについて、1名の欠員報告をするものでございます。

今後、欠員の補充については、内部で協議をし、方向性が決まりしだい、お知らせしたいと思いますのでよろしく願いいたします。

以上でございます。

議長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、以上で報告第5号を終了いたします。

《日程第17》

議長 次に日程第17「その他」ですが、委員の皆さんから何かございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議長 事務局からあれば、お願いします。

【「特にありません」の声】

議長 ないようですので、「その他」を終了します。

以上で本日の日程がすべて終わりましたので、葛巻町農業委員会第22回総会を閉会いたします。

上記の議事録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証明するため、ここに署名する。

令和2年4月21日

会 長 _____

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____